

# 業務管理体制の整備とは

令和4年 7月

大分市指導監査課

## 業務管理体制の整備とは

介護保険法により、利用者等の保護と介護事業運営の適正化を図るため、事業者に対しては業務管理体制の整備が義務付けられています。

事業者は、法令遵守を確保するため、法令遵守責任者を選任し、その者を中心として、事業者自らが法令遵守の意識を高く持っていたいただきたいというのが制度の主旨です。

## ～法令遵守責任者とは～

何らかの資格等を求めるものではありませんが、**少なくとも介護保険法及び法に基づく命令の内容に精通した法務担当の責任者**としてください。

法務部門を設置していない事業者の場合には、事業者内部の法令遵守を確保することができる者を選任してください。

なお、代表者自身が法令遵守責任者となることも可能です。

## 業務管理体制の届出①

### ◆届出が必要なとき

- ①新規に業務管理体制を整備したとき
- ②届け出た後に事業所等の指定や廃止等に伴い、届出先区分や届出内容に変更が生じたとき  
→のちほど解説しますが、指定等を受けている事業所等の数によって、届出先や届け出る内容が変わります。
- ③代表者や法令遵守責任者等に変更が生じたとき

## 業務管理体制の届出②

### ◆届出すべき事項

- ① 事業者の名称、所在地、代表者氏名等
- ② 「法令遵守責任者」の氏名等
- ③ 「法令遵守規程」の概要（※事業所等の数20以上の事業者）
- ④ 「業務執行状況の監査」の概要（※事業所等の数100以上の事業者）

※①②については全ての事業者。事業所数により③、④の届出も必要となる。

※事業所等の数は、介護予防事業所も「1」と数える。

（※医療みなし、総合事業は含まない）

## ～法令遵守規程とは～（※事業所等の数20以上の事業者）

事業者の従業員に、少なくとも法及び法に基づく命令の遵守を確保するための内容を盛り込んだものとしてください。

例えば、日常の業務運営に当たり、法及び法に基づく命令の遵守を確保するための注意事項や、標準的な業務プロセス等を記載したものなど、事業者の実態に則したものを作成してください。

## ～業務執行状況の監査とは～（※事業所等の数100以上の事業者）

医療法、社会福祉法、会社法等の規定に基づき、その監事又は監査役、監査委員会等が法及び法に基づく命令の遵守の状況を確認する内容を盛り込んでいる監査を行っている場合には、その監査をもってすることができます。

また、当該監査は、監査部門による内部監査又は監査法人等による外部監査のどちらの方法によることも可能です。

## 業務管理体制の届出③

### ◆届出書の届出先

※大分市は「中核市」

区分	届出先
① 指定事業所が3以上の地方厚生局管轄区域に所在する事業者	厚生労働大臣
② 指定事業所が2以上の都道府県に所在し、かつ、2以下の地方厚生局管轄区域に所在する事業者	主たる事務所の所在地の都道府県知事
③ 指定事業所が同一市内にのみ所在する事業者	指定都市の長
④ 指定事業所が同一中核市内にのみ所在する事業者	中核市の長
⑤ 地域密着型サービス（予防含む）のみを行う事業者で、指定事業所が同一市町村内にのみ所在する事業者	市町村長
⑥ ①から⑤以外の事業者	都道府県知事



## 業務管理体制の届出 ～まとめ～

まとめると以下のとおりです。

- ①介護事業を運営する事業者は、「業務管理体制」の整備及び届出が必要
- ②介護サービス事業所の数によって届出内容が異なる
- ③介護サービス事業所の所在状況により届出先が異なる
- ④状況が変われば変更の届出が必要

◆届出に関しては、それぞれの届出先にお問い合わせください。

## 業務管理体制の確認検査

届出を受けた行政機関は、業務管理体制の整備・運用状況を確認するために、定期的に「**一般検査**」を実施します。

また、事業所等の指定等取消処分相当事案が発生した場合には、業務管理体制の確認や問題点の検証、取消処分相当事案への組織的関与の有無を検証するために「**特別検査**」を実施します。

## ～業務管理体制の「一般検査」とは～

一般検査とは、事業者が整備した業務管理体制について、定期的にその運用実態の報告を求め、有効に機能する仕組みとなっているか確認し、事業者の自主的な改善に向けて助言を行います。

検査については、概ね6年に一度、書面もしくは面談にて実施します。

## ～業務管理体制の「特別検査」とは～

特別検査とは、指定事業所等の指定取消処分相当事案が発覚した場合に、業務管理体制の整備状況を検証するとともに、当該事案への**組織的関与の有無**を検証するものです。

検査については、当該事業所等へ**立ち入り検査**を実施します。組織的関与が認められた場合、組織は連座責任を負うことになります。

## 業務管理体制の具体的整備について

適切な業務管理体制を整備しているかどうかの説明責任はあくまで**事業者自身**にあります。形や方式にとらわれるものではありませんが、整備すべきことについて一例を挙げると次のようなこととなります。

## 業務管理体制の具体的整備について（一例）

- ◆法令遵守等について、経営者（経営陣）としての方針・考え方
- ◆法令遵守を徹底するために最も重要と考えること
- ◆上記の方針・考え方について、役員等への周知、浸透
- ◆法令遵守責任者を選任すること及び選任した理由
- ◆高齢者の尊厳の保持（虐待や身体拘束等）についての考え方
- ◆不正や不適切な行為を生じさせないために重要と考えること
- ◆不正や不適切な行為を生じさせないよう全従業員に伝えていること

## さいごに

もし、法令等を遵守できていなければ、指定等の取消処分はおろか、利用者等の生命に関わる問題にも発展するかもしれません。また、不正等に組織的関与が認められれば「連座制」の適用により他の事業所運営への影響も計り知れません。

事業者においては、適正な事業の運営、利用者等の保護の観点から、常日頃より法令等を遵守することに高い意識を持ち、組織的に取り組むことが重要であることを忘れないでください。